

令和 2 年 9 月 30 日
生食発 0930 第 6 号
2 食産第 3413 号

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国からシンガポール向けに輸出する食肉、食肉製品、家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 SG-A1「シンガポール向け輸出食肉の取扱要綱」、別紙 SG-A2「シンガポール向け輸出食肉製品の取扱要綱」及び別紙 SG-A3「シンガポール向け輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の取扱要綱」（以下「各要綱」という。）に基づき取り扱われているところです。

今般、シンガポールへ輸出する家きん肉製品及び家きん卵製品（レトルト製品及び缶詰製品に限る。）について、日本側が施設の認定を行い、シンガポール当局へ通知することが可能となったこと、また、シンガポールへ輸出する食肉製品の原料として輸入した食肉の使用が可能となったこと等を受け、別紙 SG-A4「シンガポール向け輸出家きん卵製品（レトルト製品及び缶詰製品）の取扱要綱」を新たに定めるとともに、各要綱の改正を行ったほか、別紙 ZZ-A1「輸出食肉製品

の取扱要綱（シンガポール及び台湾向け）」についても所要の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願ひします。

記

- 1 別紙 SG-A4「シンガポール向け輸出家きん卵製品（レトルト製品及び缶詰製品）の取扱要綱」を新たに定め、別表 1、別表 2 及び別紙リストに追加したこと。
- 2 別紙 SG-A2 について下記の改正を行ったこと。
 - (1) シンガポール向け輸出家きん肉製品（レトルト製品及び缶詰製品に限る。）の取扱いを定め、別紙様式 3-3、4-3、6-3 及び 7-3 を追加したこと。
 - (2) シンガポール向け輸出食肉製品の原料として輸入した食肉を使用する際の取扱いを定め、別紙様式 6-1 及び 6-2 の衛生証明書並びに別紙様式 7-1 及び 7-2 の輸出検疫証明書を改正したこと。
 - (3) 輸出食肉製品の取下げの取扱いを定め、別紙様式 13-2 を追加したこと。
 - (4) 別紙様式 16 を追加したこと。
 - (5) 輸出豚肉製品の要件の改正を行ったこと。主な変更点は、①豚水疱病の要件からの削除、②アフリカ豚熱及び口蹄疫清浄国である期間の 6 か月から 3 か月への短縮。
- 3 別紙 SG-A3 について下記の改正を行ったこと。
 - (1) シンガポール向け輸出家きん肉製品の原料として輸入した家きん肉を使用する際の取扱いを定め、別紙様式 3-2 の衛生証明書及び別紙様式 5-1 の輸出検疫証明書を改正したこと。
 - (2) 用語の定義を追加したこと。
 - (3) シンガポール向け輸出家きん卵製品の認定施設が他の施設で製造された液卵を使用する場合の都道府県等による定期的な確認について追加したこと。
 - (4) 輸出製品の変更の申請並びにその他の変更及び認定の取下げの届出について取扱いを定め、別紙様式 7 から 10 までを追加したこと。
 - (5) 別紙様式 3-3 の衛生証明書に家きん卵製品のレトルト製品及び缶詰製品の規定を追加したこと。
- 4 別紙 SG-A1 について下記の改正を行ったこと。

- (1) 条件付き認定に係る変更の申請の手続を定め、別紙様式 9 を追加したこと。
 - (2) 別紙様式 12 を追加したこと。
 - (3) 輸出豚肉の要件の改正を行ったこと。主な変更点は、①豚水疱病の要件からの削除、②アフリカ豚熱及び口蹄疫清浄国である期間の 6 か月から 3 か月への短縮。
- 5 別紙 ZZ-A1 について下記の改正を行ったこと。
- (1) 別添にレトルト製品及び缶詰製品の規定を追加したこと。
 - (2) 別表 1 の認定申請書に添付する資料を整理したこと。
- 6 令和 2 年 10 月 1 日以降の日付で発行される衛生証明書については、本通知別紙 SG-A2 の別紙様式 6-1 から 6-3 まで並びに別紙 SG-A3 の別紙様式 3-2 及び 3-3 により発行すること。衛生証明書様式の切替え日は、自治体の管轄当局が食肉衛生証明書を発行する日付に基づき切り替えるものであって、シンガポールへ荷物が到着する日を考慮するものではないことに留意すること。

農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程

令和 2 年 4 月 1 日（最終改正：令和 2 年 9 月 30 日）

財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下「法」という。）、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号。以下「主務省令」という。）及び農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年農林水産省令第 22 号）の規定に基づき、輸出証明書の発行、適合区域の指定及び適合施設の認定並びに登録認定機関の登録に係る手続を次のとおり定める。

第 1 輸出証明書の発行に関する手続

1 主務大臣による輸出証明書の発行

- (1) 法第 15 条第 1 項の規定に基づき主務大臣が行う輸出証明書の発行に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表 1 の輸出証明書の発行の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。（主務省令第 3 条関係）
- (2) 主務大臣は、法第 38 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣から輸出証明書の発行を受けた者に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。
- (3) 主務大臣から輸出証明書の発行を受けた者が、主務大臣による報告の徴収等について、忌避、虚偽の答弁等をしたときは、主務大臣は、法第 38 条第 5 項の規定に基づき、自らが行った輸出証明書の発行を取り消すことができる。

2 都道府県知事等による輸出証明書の発行

- (1) 法第 15 条第 2 項の規定に基づき都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）が行う輸出証明書の発行に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表 2 の輸出証明書の発行の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。（主務省令第 5 条関係）
- (2) 主務大臣又は都道府県知事等は、法第 38 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事等から輸出証明書の発行を受けた者に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。
- (3) 都道府県知事等から輸出証明書の発行を受けた者が、主務大臣又は都道府県知事等による報告の徴収等について、忌避、虚偽の答弁等をしたときは、都道府県知事等は、法第 38 条第 5 項の規定に基づき、自らが行った輸出証明書の発行を取り消すことができる。
- (4) 都道府県知事等は、輸出証明書の取消しを行った場合は、別添様式 1 により、遅滞

なく主務大臣にその旨を報告するものとする。ただし、(1)に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当該様式等を用いること。(主務省令第36条関係)

3 主務大臣

法第15条第1項(輸出証明書の発行に関する手続に係る部分を除く。)及び第38条(輸出証明書の発行に関する事項に限る。)における主務大臣は、別表1及び別表2の輸出証明書の発行の欄に掲げる別紙ごとにそれぞれ定めるとおりとする。(主務省令第34条関係)

第2 適合区域の指定に関する手続

1 主務大臣による適合区域の指定

法第16条第1項及び第3項の規定に基づき主務大臣が行う適合区域の指定及びその定期的な確認並びに同条第4項の規定に基づく指定の取消し等に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表1の適合区域の指定の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第8条及び第11条関係)

2 都道府県知事等による適合区域の指定

(1) 法第16条第2項及び第3項の規定に基づき都道府県知事等が行う適合区域の指定及びその定期的な確認並びに同条第4項の規定に基づく指定の取消し等に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表2の適合区域の指定の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第10条及び第11条関係)

(2) 都道府県知事等は、適合区域の指定若しくはその取消し又は当該適合区域の変更を行った場合は、法第16条第5項の規定に基づき、別添様式2により、1か月以内に主務大臣にその旨を報告するものとする。ただし、(1)に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当該様式等を用いること。(主務省令第12条関係)

3 主務大臣

法第16条(適合区域の指定及び確認に関する手続に係る部分を除く。)における主務大臣は、別表1及び別表2の適合区域の指定の欄に掲げる別紙ごとにそれぞれ定めるとおりとする。(主務省令第34条関係)

第3 適合施設の認定に関する手続

1 主務大臣による適合施設の認定

(1) 法第17条第1項及び第4項の規定に基づき主務大臣が行う適合施設の認定及びその定期的な確認並びに同条第5項の規定に基づく認定の取消し等に関する手続は、農

林水産物又は食品の種類ごとに、別表 1 の適合施設の認定の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第 14 条及び第 19 条関係)

- (2) 主務大臣は、法第 38 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣から認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。
- (3) 主務大臣から認定を受けた適合施設の設置者等が、主務大臣による報告の徴収等について、忌避、虚偽の答弁等をしたときは、主務大臣は、法第 38 条第 5 項の規定に基づき、自らが行った適合施設の認定を取り消すことができる。

2 都道府県知事等による適合施設の認定

- (1) 法第 17 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき都道府県知事等が行う適合施設の認定及びその定期的な確認並びに同条第 5 項の規定に基づく認定の取消し等に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表 2 の適合施設の認定の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第 16 条及び第 19 条関係)
- (2) 主務大臣又は都道府県知事等は、法第 38 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事等から認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。
- (3) 都道府県知事等から認定を受けた適合施設の設置者等が、主務大臣又は都道府県知事等による報告の徴収等について、忌避、虚偽の答弁等をしたときは、都道府県知事等は、法第 38 条第 5 項の規定に基づき、自らが行った適合施設の認定を取り消すことができる。
- (4) 都道府県知事等は、適合施設の認定又はその取消しを行った場合は、法第 17 条第 6 項(法第 38 条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、別添様式 3 により、1 か月以内に主務大臣にその旨を報告するものとする。ただし、(1) に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当該様式等を用いること。(主務省令第 20 条関係)

3 登録認定機関による適合施設の認定

- (1) 法第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき登録認定機関が行う適合施設の認定及びその定期的な確認並びに同条第 5 項の規定に基づく認定の取消し等に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表 3 に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第 18 条及び第 19 条関係)
- (2) 主務大臣は、法第 38 条第 1 項の規定に基づき、登録認定機関から認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。
- (3) 登録認定機関は、適合施設の認定又はその取消しを行った場合は、法第 17 条第 6 項の規定に基づき、別添様式 2 により、1 か月以内に主務大臣にその旨を報告するものとする。ただし、(1) に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当

該様式等を用いること。（主務省令第 20 条関係）

4 主務大臣

法第 17 条（適合施設の認定及び確認に関する手続に係る部分を除く。）及び第 38 条（適合施設の認定及び確認に関する事項に限る。）における主務大臣は、別表 1、別表 2 及び別表 3 の適合施設の認定の欄に掲げる別紙ごとにそれぞれ定めるとおりとする。（主務省令第 34 条関係）

第 4 登録認定機関の登録等に関する手続

法第 5 章第 2 節に規定する登録認定機関の登録の申請、登録認定機関の業務を適確に行うための基準、登録認定機関の認定等に関する業務の方法に関する基準、登録認定機関の業務規程の規定事項その他の登録認定機関の登録等の手続に関する事項は、別添に定めるとおりとする。（主務省令第 22 条から第 32 条まで関係）

第 5 留意事項

主務大臣及び都道府県知事等は、法第 11 条から第 13 条までの規定に基づき、事業者が行う輸出のための取組を促進するため、相互に連携を図りながら協力し、輸出証明書の発行等に必要な手続の整備、事業者への情報の提供及び助言等に努めなければならない。

第 6 改正手続

- 1 別表 1 から別表 3 までに掲げる別紙の規定については、当該別紙ごとにそれぞれ定める主務大臣及び農林水産大臣が改正することができるものとする。
- 2 別表 1 から別表 3 まで、別紙リスト及び別添の規定については、農林水産大臣が単独で改正することができるものとする。

(別表 1) 主務大臣による輸出証明書の発行等に係る手続

輸出先国及び輸出される食品等の区分ごとに、以下の表に定めるそれぞれの別紙のとおりとする。

(凡例) 主務大臣(主務省令第34条関係)：財務大臣(財)、厚生労働大臣(厚)、農林水産大臣(農)

輸出先国	輸出証明書の発行(法第15条第1項)	適合区域の指定(法第16条第1項)	適合施設の認定(法第17条第1項)
アメリカ合衆国	食肉(別紙US-A1)(厚)	-	食肉(別紙US-A1)(厚)
	-	-	水産物(別紙US-S1)(厚)
	エビ製品(別紙US-S3)(農)	-	-
アルゼンチン	-	-	食肉(別紙AR-A1)(厚)
インド	水産食品(別紙IN-S1)(厚)	-	水産食品(別紙IN-S1)(厚)
	養殖水産動物用飼料・飼料用魚粉(別紙IN-F1)(農)	-	-
インドネシア	水産食品(別紙ID-S1)(農)	-	水産食品(別紙ID-S1)(農)
ウルグアイ	-	-	食肉(別紙UY-A1)(厚)
英国	水産食品(別紙EU-S1)(農)	-	-
	水産物(別紙EU-S2)(農)	-	-
	-	-	ペットフード等(別紙EU-F1)(農)
エジプト	酒類(別紙ZZ-L1)(財)	-	-
欧州連合	-	-	食肉(別紙EU-A1)(厚)
	-	-	食肉製品、乳製品、殻付き卵、卵製品(別紙EU-A3)(厚)

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第1項）	適合区域の指定（法第16条第1項）	適合施設の認定（法第17条第1項）
	-	-	ゼラチン・コラーゲン（別紙EU-A4）（厚）
	水産食品（別紙EU-S1）（農）	水産食品（別紙EU-S1）（農）	水産食品（別紙EU-S1）（農）（厚）
	水産物（別紙EU-S2）（農）	-	-
	-	-	ペットフード等（別紙EU-F1）（農）
オーストラリア	-	-	食肉（別紙AU-A1）（厚）
	酒類（別紙ZZ-L1）（財）	-	-
カナダ	牛肉（別紙CA-A1）（厚）	-	牛肉（別紙CA-A1）（厚）

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第1項）	適合区域の指定（法第16条第1項）	適合施設の認定（法第17条第1項）
シンガポール	-	-	食肉（別紙SG-A1）（厚）
	-	-	食肉製品（別紙SG-A2、ZZ-A1）（厚）
	-	-	家きん卵製品（レトルト製品及び缶詰製品）（別紙SG-A4）（厚）
	酒類（別紙ZZ-L1）（財）	-	-
スイス	水産食品（別紙EU-S1）（農）	-	-
	水産物（別紙EU-S2）（農）	-	-
タイ	-	-	豚肉（別紙TH-A2）（厚）
	-	-	青果物（別紙TH-P1）（農）
大韓民国	水産食品（別紙KR-S1）（厚）	-	水産食品（別紙KR-S1）（厚）
	酒類（別紙ZZ-L1）（財）	-	-
台湾	-	-	牛肉（別紙TW-A1）（厚）
	-	-	食肉製品（別紙TW-A3、ZZ-A1）（厚）
	貝類（別紙TW-S1）（農）（厚）	-	-
中華人民共和国	水産食品（別紙CN-S1）（厚）	-	水産食品（別紙CN-S1）（厚）
	活水産物（別紙CN-S2）（農）	-	-
	さけ類（別紙CN-S3）（農）	-	-

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第1項）	適合区域の指定（法第16条第1項）	適合施設の認定（法第17条第1項）
	たばこ（別紙CN-L1）（財）	-	-
	酒類（別紙ZZ-L1）（財）	-	-
ナイジェリア	水産食品（別紙NG-S1）（農）	-	水産食品（別紙NG-S1）（農）
ニュージーランド	二枚貝（別紙NZ-S1）（農）	-	-
ノルウェー	水産食品（別紙EU-S1）（農）	-	-
ブラジル	-	-	牛肉（別紙BR-A1）（厚）
	水産食品（別紙BR-S1）（厚）	-	水産食品（別紙BR-S1）（厚）
	水産食品（別紙BR-S2）（農）	-	-
	清涼飲料水（別紙BR-V1）（農）	-	-
	酒類（別紙ZZ-L1）（財）	-	-
ベトナム	水産食品（別紙VN-S1）（厚）	-	-
香港	牛肉（別紙HK-A1）（厚）	-	牛肉（別紙HK-A1）（厚）
メキシコ	水産食品（別紙MX-S1）（厚）	-	-
ロシア	酒類（別紙ZZ-L1）（財）	-	-
まぐろ類条約等加盟国	まぐろ類（別紙ZZ-S2）（農）	-	-
南極海洋生物資源管理委員会締約国	めろ（別紙ZZ-S3）（農）	-	-

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第1項）	適合区域の指定（法第16条第1項）	適合施設の認定（法第17条第1項）
複数国向け	輸出証明書発給システム（ZZ-01） （農）	-	-
	放射性物質関連（ZZ-02）（農）	-	-
	自由販売証明（食品）（別紙ZZ-01、 ZZ-03）	-	-
	政府間の取り決めによらない輸出食 品（別紙ZZ-04）（厚）	-	-
	自由販売証明（飼料等）（別紙ZZ- 01、ZZ-F1）	-	-
	第三国由来水産動物等（別紙ZZ-S5） （農）	-	-
	試験研究用水産動物（別紙ZZ-S6） （農）	-	-

(別表2) 都道府県知事等による輸出証明書の発行等に係る手続

輸出先国及び輸出される農林水産物又は食品の区分ごとに、以下の表に定めるそれぞれの別紙のとおりとする。

(凡例) 主務大臣(主務省令第34条関係)：財務大臣(財)、厚生労働大臣(厚)、農林水産大臣(農)

輸出先国	輸出証明書の発行(法第15条第2項)	適合区域の指定(法第16条第2項)	適合施設の認定(法第17条第2項)
アメリカ合衆国	-	-	水産物(別紙US-S1)(厚)
	エビ製品(別紙US-S3)(農)	-	-
	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	-	-
アラブ首長国連邦	牛肉(別紙AE-A1)(厚)	-	牛肉(別紙AE-A1)(厚)
	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	-	-
アルゼンチン	食肉(別紙AR-A1)(厚)	-	-
アルメニア	牛肉(別紙RU-A1)(厚)	-	-
イスラエル	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	-	-
インド	水産食品(別紙IN-S1)(厚)	-	水産食品(別紙IN-S1)(厚)
	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	-	-
インドネシア	牛肉(別紙ID-A1)(厚)	-	牛肉(別紙ID-A1)(厚)
	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	-	-
ウクライナ	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	-	-
ウルグアイ	食肉(別紙UY-A1)(厚)	-	-

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第2項）	適合区域の指定（法第16条第2項）	適合施設の認定（法第17条第2項）
英国	食肉（別紙EU-A1）（厚）	-	-
	ケーシング（別紙EU-A2）（厚）	-	-
	食肉製品、乳製品、殻付き卵、卵製品（別紙EU-A3）（厚）	-	-
	ゼラチン・コラーゲン（別紙EU-A4）（厚）	-	-
	水産食品（別紙EU-S1）（厚） 5-2、6-2	-	-
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
欧州連合	食肉（別紙EU-A1）（厚）	-	-
	ケーシング（別紙EU-A2）（厚）	-	ケーシング（別紙EU-A2）（厚）
	食肉製品、乳製品、殻付き卵、卵製品（別紙EU-A3）（厚）	-	-
	ゼラチン・コラーゲン（別紙EU-A4）（厚）	-	-
	水産食品（別紙EU-S1）（厚） 5-2、6-2	水産食品（別紙EU-S1）（農） 9	水産食品（別紙EU-S1）（厚） 6-1-1、7-1
	水産物（別紙EU-S2）（農）	-	-
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
	水産物（ZZ-S1）（農）	-	-
オーストラリア	食肉（別紙AU-A1）（厚）	-	-
カザフスタン	牛肉（別紙RU-A1）（厚）	-	-

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第2項）	適合区域の指定（法第16条第2項）	適合施設の認定（法第17条第2項）
カタール	食肉（別紙QA-A1）（厚）	-	食肉（別紙QA-A1）（厚）
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
カナダ	水産動物等（別紙CA-S1）（農）	-	-
カンボジア	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
キルギス	牛肉（別紙RU-A1）（厚）	-	-
サウジアラビア	牛肉（別紙SA-A1）（厚）	-	牛肉（別紙SA-A1）（厚）
シンガポール	食肉（別紙SG-A1）（厚）	-	-
	食肉製品（別紙SG-A2）（厚）	-	-
	家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品（別紙SG-A3）（厚）	-	家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品（別紙SG-A3）（厚）
	家きん卵製品（レトルト製品及び缶詰製品）（別紙SG-A4）（厚）	-	-
	食用フグ（別紙SG-S1）（厚）	-	-
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
	水産物（ZZ-S1）（農）	-	-
スイス	食肉（別紙EU-A1）（厚）	-	-
	水産食品（別紙EU-S1）（厚）（農） 5-2、6-2	-	-
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第2項）	適合区域の指定（法第16条第2項）	適合施設の認定（法第17条第2項）
スリランカ	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
タイ	牛肉（別紙TH-A1）（厚）	-	牛肉（別紙TH-A1）（厚）
	豚肉（別紙TH-A2）（厚）	-	-
	-	-	青果物（別紙TH-P2）（農）
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
大韓民国	-	-	殻付き家きん卵（別紙KR-A1）（厚）
	-	-	畜産加工品（別紙KR-A2）（厚）
	水産動物等（別紙KR-S2）（農）	-	-
	水産物（ZZ-S1）（農）	-	-
台湾	牛肉（別紙TW-A1）（厚）	-	-
	乳、乳製品、殻付き家きん卵、卵製品（別紙TW-A2）（厚）	-	-
	食肉製品（別紙TW-A3）（厚）		
	貝類（別紙TW-S1）（厚）（農）	-	-
	水産動物等（別紙TW-S2）（農）	-	-
	水産物（ZZ-S1）（農）	-	-
中華人民共和国	乳及び乳製品（別紙CN-A1）（厚）	-	-

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第2項）	適合区域の指定（法第16条第2項）	適合施設の認定（法第17条第2項）
	水産食品（別紙CN-S1）（厚）	-	水産食品（別紙CN-S1）（厚）
	活水産物（別紙CN-S2）（農）	-	-
	さけ類（別紙CN-S3）（農）	-	-
	水産物（別紙ZZ-S1）（農）	-	-
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
トルコ	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
ナイジェリア	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
ニュージーランド	牛肉（別紙NZ-A1）（厚）	-	-
	二枚貝（別紙NZ-S1）（厚）	-	-
ノルウェー	食肉（別紙EU-A1）（厚）	-	-
	水産食品（別紙EU-S1）（厚）（農） 5-2、6-2	-	-
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
バーレーン	牛肉（別紙BH-A1）（厚）	-	牛肉（別紙BH-A1）（厚）
フィリピン	牛肉（別紙PH-A1）（厚）	-	牛肉（別紙PH-A1）（厚）
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
ブラジル	牛肉（別紙BR-A1）（厚）	-	-

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第2項）	適合区域の指定（法第16条第2項）	適合施設の認定（法第17条第2項）
	水産食品（別紙BR-S2）（農）	-	-
ブルネイダルサラーム	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
ベトナム	食鳥肉（別紙VN-A1）（厚）	-	食鳥肉（別紙VN-A1）（厚）
	食肉（別紙VN-A2）（厚）	-	食肉（別紙VN-A2）（厚）
	水産食品（別紙VN-S1）（厚）	-	水産食品（別紙VN-S1）（農）
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
ベラルーシ	牛肉（別紙RU-A1）（厚）	-	-
ペルー	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
香港	食肉（別紙HK-A2）（厚）	-	食肉（別紙HK-A2）（厚）
	-	-	殻付き家きん卵及び卵製品（別紙HK-A3）（厚）
	アイスクリーム類等（別紙HK-A4）（厚）	-	-
	乳、乳飲料、クリーム（別紙HK-A5）（厚）	-	-
	モクズガニ（別紙HK-S1）（農）	-	-
マカオ	牛肉（別紙MO-A1）（厚）	-	牛肉（別紙MO-A1）（厚）
	豚肉（別紙MO-A2）（厚）	-	-
	家きん肉（別紙MO-A3）（厚）	-	家きん肉（別紙MO-A3）（厚）

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第2項）	適合区域の指定（法第16条第2項）	適合施設の認定（法第17条第2項）
マレーシア	牛肉（別紙MY-A1）（厚）	-	牛肉（別紙MY-A1）（厚）
	畜水産食品（別紙MY-S1）（厚）	-	-
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
南アフリカ共和国	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
ミャンマー	牛肉（別紙MM-A1）（厚）	-	牛肉（別紙MM-A1）（厚）
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
メキシコ	牛肉（別紙MX-A1）（厚）	-	-
	水産食品（別紙MX-S1）（厚）	-	-
モーリシャス	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
モロッコ	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
リヒテンシュタイン	食肉（別紙EU-A1）（厚）	-	-
ロシア	牛肉（別紙RU-A1）（厚）	-	-
まぐろ類条約等加盟国	まぐろ類（別紙ZZ-S2）（農）	-	-

	別紙番号	名称
アメリカ合衆国	US-A1	アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要綱
アメリカ合衆国	US-A1-1	アメリカ合衆国向け輸出食肉認定施設における牛肉からの腸管出血性大腸菌 O26、O45、O103、O111、O121、O145 及び O157 の検査法について
アメリカ合衆国	US-S1	アメリカ合衆国向け輸出水産食品の取扱要綱
アメリカ合衆国	US-S2	アメリカ合衆国向け輸出水産食品の取扱要綱(登録認定機関)
アメリカ合衆国	US-S3	アメリカ合衆国向け輸出エビ製品の取扱要綱
アラブ首長国連邦	AE-A1	アラブ首長国連邦向け輸出牛肉の取扱要綱
アルゼンチン	AR-A1	アルゼンチン向け輸出食肉の取扱要綱
アルゼンチン	AR-A1-1	アルゼンチン向け輸出食肉の製品登録番号の申請方法について
インド	IN-S1	インド向け輸出水産食品の取扱要綱
インド	IN-F1	インド向け輸出養殖水産動物用飼料・飼料用魚粉の取扱要綱
インドネシア	ID-A1	インドネシア向け輸出牛肉の取扱要綱
インドネシア	ID-S1	インドネシア向け輸出水産食品の取扱要綱
ウクライナ	UA-S1	ウクライナ向け輸出水産食品の取扱要綱
ウルグアイ	UY-A1	ウルグアイ向け輸出食肉の取扱要綱
欧州連合	EU-A1	英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱

	別紙番号	名称
欧州連合	EU-A2	英国及び欧州連合向け輸出ケーシングの取扱要綱
欧州連合	EU-A3	英国及び欧州連合向け輸出食肉製品、乳製品、殻付き卵及び卵製品の取扱要綱
欧州連合	EU-A4	英国及び欧州連合向け輸出ゼラチン及びコラーゲンの取扱要綱
欧州連合	EU-S1	英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱
欧州連合	EU-S1-1	英国及び欧州連合向け輸出生食用生鮮養殖クロマグロの寄生虫管理に関する基準
欧州連合	EU-S2	英国及び欧州連合向け輸出水産製品の漁獲証明書及び加工証明書の取扱要綱
欧州連合	EU-F1	英国及び欧州連合向け輸出ペットフード等の製造施設の認定要綱
オーストラリア	AU-A1	オーストラリア向け輸出食肉の取扱要綱
オーストラリア	AU-S1	オーストラリア向け輸出水産食品及び輸出養殖等用飼料の取扱要綱
カタール	QA-A1	カタール向け輸出牛肉の取扱要綱
カナダ	CA-A1	カナダ向け輸出牛肉の取扱要綱
カナダ	CA-S1	カナダ向け輸出水産動物等の取扱要綱
サウジアラビア	SA-A1	サウジアラビア向け輸出牛肉の取扱要綱
シンガポール	SG-A1	シンガポール向け輸出食肉の取扱要綱
シンガポール	SG-A2	シンガポール向け輸出食肉製品の取扱要綱

	別紙番号	名称
シンガポール	SG-A3	シンガポール向け輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の取扱要綱
シンガポール	SG-A4	シンガポール向け輸出家きん卵製品(レトルト製品及び缶詰製品)の取扱要綱
シンガポール	SG-S1	シンガポール向け輸出ふぐの取扱要綱
タイ	TH-A1	タイ向け輸出牛肉の取扱要綱
タイ	TH-A2	タイ向け輸出豚肉の取扱要綱
タイ	TH-P1	タイ向け輸出青果物の取扱要綱(国)
タイ	TH-P2	タイ向け輸出青果物の取扱要綱(都道府県向け)
タイ	TH-P3	タイ向け輸出青果物の取扱要綱(登録認定機関)
大韓民国	KR-A1	大韓民国向け輸出殻付き家きん卵の取扱要綱
大韓民国	KR-A2	大韓民国向け輸出畜産加工品の取扱要綱
大韓民国	KR-S1	大韓民国向け輸出水産食品の取扱要綱
大韓民国	KR-S2	大韓民国向け輸出水産動物等の取扱要綱
台湾	TW-A1	台湾向け輸出牛肉の取扱要綱
台湾	TW-A1-1	台湾向け輸出牛肉の外装表示について
台湾	TW-A2	台湾向け輸出乳、乳製品、殻付き家きん卵及び卵製品の取扱要綱

	別紙番号	名称
台湾	TW-A3	台湾向け輸出食肉製品の取扱要綱
台湾	TW-S1	台湾向け輸出貝類の取扱要綱
台湾	TW-S2	台湾向け輸出水産動物等の取扱要綱
チュウカジンミンキョウウコク	CN-A1	中華人民共和国向け輸出乳及び乳製品の取扱要綱
チュウカジンミンキョウウコク	CN-S1	中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱
チュウカジンミンキョウウコク	CN-S1-1	中華人民共和国向け輸出水産食品に関する自主検査の実施について
チュウカジンミンキョウウコク	CN-S2	中華人民共和国向け輸出活水産物の取扱要綱
チュウカジンミンキョウウコク	CN-S3	中華人民共和国向け輸出さけ類の漁獲証明書の取扱要綱
チュウカジンミンキョウウコク	CN-L1	中華人民共和国向け輸出たばこの取扱要綱
ナイジェリア	NG-S1	ナイジェリア向け輸出水産食品の取扱要綱
ニュージーランド	NZ-A1	ニュージーランド向け輸出牛肉の取扱要綱
ニュージーランド	NZ-S1	ニュージーランド向け輸出二枚貝の取扱要綱
バーレーン	BH-A1	バーレーン向け輸出牛肉の取扱要綱
フィリピン	PH-A1	フィリピン向け輸出牛肉の取扱要綱
ブラジル	BR-A1	ブラジル向け輸出牛肉の取扱要綱

	別紙番号	名称
ブラジル	BR-A1-1	ブラジル向け輸出牛肉の登録手続について
ブラジル	BR-S1	ブラジル向け輸出水産食品(食品衛生)の取扱要綱
ブラジル	BR-S2	ブラジル向け輸出水産食品(動物衛生)の取扱要綱
ブラジル	BR-V1	ブラジル向け輸出清涼飲料水等の取扱要綱
ベトナム	VN-A1	ベトナム向け輸出食鳥肉の取扱要綱
ベトナム	VN-A2	ベトナム向け輸出食肉の取扱要綱
ベトナム	VN-S1	ベトナム向け輸出水産食品の取扱要綱
ベトナム	VN-S1-1	ベトナム向け輸出水産食品の羽田空港における衛生証明書の取扱いについて
香港	HK-A1	香港向け輸出牛肉の取扱要綱
香港	HK-A2	香港向け輸出豚肉及び家きん肉の取扱要綱
香港	HK-A3	香港向け輸出殻付き家きん卵及び卵製品の取扱要綱
香港	HK-A4	香港向け輸出アイスクリーム類等の取扱要綱
香港	HK-A5	香港向け輸出乳、乳飲料及びクリームの取扱要綱
香港	HK-S1	香港向け輸出モクスガニの取扱要綱
マカオ	MO-A1	マカオ向け輸出牛肉の取扱要綱

	別紙番号	名称
マカオ	MO-A2	マカオ向け輸出豚肉の取扱要綱
マカオ	MO-A3	マカオ向け輸出家きん肉の取扱要綱
マレーシア	MY-A1	マレーシア向け輸出牛肉の取扱要綱
マレーシア	MY-S1	マレーシア向け輸出畜水産食品の取扱要綱
ミャンマー	MM-A1	ミャンマー向け輸出牛肉の取扱要綱
メキシコ	MX-A1	メキシコ向け輸出牛肉等の取扱要綱
メキシコ	MX-S1	メキシコ向け輸出水産食品の取扱要綱
ロシア	RU-A1	ロシア等向け輸出牛肉の取扱要綱
ロシア	RU-S1	ロシア向け輸出水産食品の取扱要綱
シン フクスウコク	ZZ-L1	酒類に関する輸出証明書の発行要綱
シン フクスウコク	ZZ-A1	輸出食肉製品の取扱要綱(シンガポール及び台湾向け)
シン フクスウコク	ZZ-01	輸出証明書発給システムについて
シン フクスウコク	ZZ-02	食品等に関する放射性物質検査証明書等の発行要綱
シン フクスウコク	ZZ-03	輸出食品に関する自由販売証明書の発行要綱
シン フクスウコク	ZZ-04	政府間の取り決めによらない輸出国向け輸出食品の取扱要綱

	別紙番号	名称
ン フクスウコク	ZZ-F1	輸出飼料等に関する自由販売証明書の発行要綱
ン フクスウコク	ZZ-S1	輸出される水産物に関する都道府県等による証明書の発行要綱
ン フクスウコク	ZZ-S2	まぐろ類の輸出証明書の取扱要綱
ン フクスウコク	ZZ-S3	めろの輸出・再輸出証明書の取扱要綱
ン フクスウコク	ZZ-S4	輸出錦鯉の取扱要綱
ン フクスウコク	ZZ-S5	第三国由来輸出水産動物等の取扱要綱
ン フクスウコク	ZZ-S6	試験研究用輸出水産動物の取扱要綱